

# 「敷金分割払制度」

(平成29年10月28日～11月24日迄に申し込み、平成30年1月1日迄に入居される方)

当制度の対象となる団地に入居をお申込みいただいた際、敷金分割のご希望をお申し出いただくと、敷金(通常契約家賃の2か月分)のお支払いを、2回に分割することができます。

※入居審査完了後にお申し出いただくことはできません。

○対象となる団地 (管理満了まで16か月以上を残す下の団地に限りです。)

・グランシャリオ

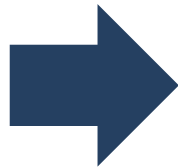
## 敷金(契約家賃2か月分)を 2回に分割して支払うことが可能

### 敷金を分割した場合のお支払いスケジュール

1回目のお支払い

ご契約時

契約家賃  
1ヶ月分



2回目のお支払い

ご契約  
6か月後

契約家賃  
1ヶ月分

千葉市の特優賃は

礼金も仲介手数料も **0** 円!

入居時の費用がぐっと抑えられます。

